

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第1	号	8	H24年度一般会計補正	繰越明許費補正、 農地及び農業施設災害復旧事業 費	218,740千円

①繰越事業の内容、理由は、

【答弁】

- ・繰越事業の内容は、(本耶馬溪支所・耶馬溪支所・山国支所の)修繕料、土砂撤去委託料、使用料及び賃借料、原材料費、小災害復旧工事補助金です。
- ・理由は、修繕料、土砂撤去委託料、使用料及び賃借料等は、7月豪雨災害に関連する軽微な復旧工事が全て完了していないため繰越明許費で対応するものです。
- ・小災害復旧工事補助金につきましては、工事実施主体が地元及び農家の方で平成24年度中に復旧工事の完了が見込まれないものが多く、補助金交付請求が工事完了後の平成25年度となるため、繰越明許費で対応したいと考えています。

②農地等災害復旧工事補助金交付要綱(補助金支給時期)の見直しは、

- ・補助金交付要綱第10条 補助対象者は、前条の規定による完了検査に合格した後でなければ、補助金の交付を請求することができない。
- ・上位法の中津市補助金等交付規則では、概算払い制度がある。
- ・工事が進まない理由の一つに農家の資金繰りの問題もあり、要綱を改正して補助金を概算払いにすることは検討されたのか。

【答弁】

- ・補助金交付要綱では、工事完了後の交付請求には支払いの確認が出来る書面若しくは領収書の添付をすることになっていますが、今回の豪雨災害の場合、災害発生件数が多いため複数の災害復旧工事の立て替え払いが必要な農家もあり、その負担が重いとの意見も伺っています。
- ・従いまして、工事完了確認ができれば補助金交付請求が可能となるよう、現在要綱を改正するための作業を行っているところです。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額	
議第1	号	14	H24年度一般会計補正 災害復旧費分担金	農林施設災害復旧費分担金	農地及び農業用施設災害復旧費 分担金	△41,445千円

①対象者数、補正前、補正後の国の補助率と個人負担率(額)は、

【答弁】

○対象者数

- ・農地の実質対象者数は385戸、農業用施設については417戸の計802戸です。
- ・延べ戸数では全体で1,421戸（農地466戸 施設955戸）です。

○補助率

- ・補正前の補助率は、農地及び農業用施設とも95%で見込んでいました。
- ・補正後の補助率につきましては、農地で96.4%、農業用施設につきましては99.1%を見込んでいます。
- ・尚、国の補助率の決定通知はきていませんが、現在先ほど申し上げた補助率で(熊本)農政局に補助率増高申請し受理をして頂いています。
- \* 平均補助率:97.39%

○個人負担率

- ・個人負担率は、今回(昨年12月議会)の災害復旧事業分担金徴収条例の改正により、補助残額の2分の1の額を市が負担することになりましたので、農地で災害復旧事業費の1.8%、農業用施設につきましては0.45%となる予定です。

○個人負担額

- ・1戸当たりの平均負担額は、(農地及び農業用施設の平均)12,348円(1.3%)です。
- \* 農地:22,297円、農業用施設:3,161円
- \* 災害分担金の総額:9,902,776円
- \* 査定件数:農地 214件 施設:105件 計319件(865箇所)

②市の負担軽減措置による効果は、

【答弁】

- ・個人負担の軽減措置により、農家の営農意欲の持続とより安定した農業経営を図ることが期待されます。
- ・また、多面的機能として耕作放棄の発生が防止されることが期待されます。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第1号	74	H24年度一般会計補正 農業振興費	工事請負費	地域振興施設整備事業費	△30,000千円

①多目的広場整備工事の減額の理由、整備方針、整備面積は、

【答弁】

○減額の理由

地域振興施設、パーキング、トイレ情報発信休憩施設の整備と並行して調整してきましたが、重要な遺跡が出土したことから、この遺跡の保存と活用をすることとなり全体の整備計画変更を行い、平成25年度において施設整備、遺跡公園の整備、外構、設備工事等を行っていくため減額をするものであります。

○整備方針

中津市の地域振興の拠点と考えていますので、立地場所の利便性や縄文遺跡、八面山、歴史文化などの地域資源を最大限に活用すると共に将来、道の駅として登録を目指すための機能等にも十分配慮した整備を考えています。

○整備面積

主なものとして、駐車マス部分1,800㎡・通路部分5,800㎡・地域振興施設部分2,200㎡・遺跡を含む緑地部分6,200㎡・その他緑地外構部分4,100㎡で、合計22,000㎡であります。

②多目的広場の人を呼び込む仕掛けづくり、完成時期は、

【答弁】

○人を呼び込む仕掛けづくり

地域の特色を生かした施設整備はもとより、より集客を図るためのイベントや運営、他にない商品の販売や食の提供などソフト面の充実も重要であると考えています。様々な角度からの提言もいただいておりますので、今後これらを参考にさせていただき関係団体と協議しながら進めていきます。

○完成時期

計画変更により、平成25年度から本格的な施設整備を行い直売施設、トイレ・情報発信休憩施設・駐車場部分を第1工区として平成25年度末(平成26年3月末)の完成をめざし整備を進めています。遺跡公園を含む緑地部分を第2工区として平成26年度中の完成を目指します。(イベント時の駐車場確保については、公園部分の駐車場や緑地部分を仮駐車場として確保する)

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額	
議第1	号	74	H24年度一般会計補正 農業振興費	負担金補助及び交付金	地域振興施設整備事業費	106,000千円

①地域資源活用総合交流施設整備補助金の相手方、対象事業、施設のコンセプトは、

【答弁】

○地域資源活用総合交流施設整備補助金の相手方

事業主体:大分県農業協同組合です。

○対象事業

現在、整備を進めています地域振興施設としての農林水産物等の直売施設です。

○施設のコンセプト

本事業により、利便性の良い主要幹線道路沿いに生産者と地域住民及び都市住民との交流場所として、農林水産物等の販売所を整備し地域の情報発信の拠点と位置付け、また、地域内で生産された農林水産物や6次産業の推進により新たに開発された加工品等の展示販売など地域のPRを行い、地域産品の生産・流通・販売がスムーズに行えるシステムを構築し、生産者の所得向上や地域活性化につながる拠点施設としたいと考えています。

②直売所における農林水産業との連携、オープンの時期は、

【答弁】

○農林水産業との連携

地域の拠点施設として位置付けており、地域産物はもとより、豊富な品ぞろえが必要であると考えていますので、農産物等の生産者、水産物事業者、加工品等の出店者など関係者との調整や協議について、事業主体である大分県農業協同組合には十分配慮して進めるよう要請すると共に、市といたしましても関係機関との調整を図ることにより、管理運営がより良い方向で行えるよう進めていきます。

○オープンの時期

平成25年度末(平成26年3月末)オープンに向けて整備を進めています。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第4号	10	H24年度駐車場特別会計補正 一般会計繰出金	繰出金	一般会計繰出金	15,757千円

①一般会計へ繰出をする理由、繰出基準は、

【答弁】

○繰出しする理由

平成22年度に駐車場整備に係る起債の償還が終了し、収益の向上が図られた結果、平成23年度の決算において、駐車場基金残高が1億円を超え、当面の駐車場整備に必要と考えられる金額が確保できました。

従って、駐車場運営で出た利益分につきまして、広く市民に還元できるように一般会計に繰出しするものでございます。

○繰出基準

各駐車場の補修や施設改修等を行うのに必要な基金残高を確保した上で、使用料などの収入が運営経費を上回った分を繰出し基準としております。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	218	H25年度一般会計 農業振興費	負担金補助及び交付金	新農業人材確保・経営継承対策 事業費	3,000千円

①新規就農総合支援事業補助の目的は、

【答弁】

将来の地域農業の担い手となる青年就農者を確保するため、その具体的方策として集落における人と農地の問題を解決するためのプランである「人・農地プラン」に基づいた新規就農者の総合的な支援を目的とする青年就農給付金と推進費であります。

○補助金内訳(全額国庫)

・青年就農給付金 1,500,000円/人×2人=3,000,000円

・推進費 242,000円(集落での推進経費)

②期待される効果は、

【答弁】

集落・地域における話し合い結果を踏まえて、プランを作成しますので担い手の位置付けや農地の集積など地域の実情にあった農業の在り方が具体的に示されるため合意形成が図れやすくなります。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	196	H25年度一般会計 環境衛生費	負担金補助及び交付金	環境対策事業費	25,000千円

①太陽光発電システム設置補助金の予定件数、H22、23、24年度の実績、募集を締め切った日は、

- 【答弁】  
○太陽光発電システム設置補助の予定件数  
平成25年度は、昨年より500万円増額して、2500万円を予算計上し、約300件の補助を見込んでいます。
- 実績、募集を締め切った日  
平成22年度 申込み202件、締切10月14日、平成23年度 申込み203件、締切7月5日、平成24年度 申込み249件締切8月27日

②この補助に対する特別交付税措置の実績は、

- 【答弁】  
特別交付税措置については、平成24年度実績として太陽光分、リサイクル推進分を合わせて1000万円を上限に措置されています。

③予算額を超えた場合の補正の考え方は、  
・2月26日、大分合同御夕刊;2012年末太陽光発電1億キロワット突破、2011年末に比べ40%増、100万キロワット級原発100基分に相当、2020年には、3億キロワットに達するとの予測もある。欧州太陽光発電協会の担当者は、太陽光発電は、世界の発電手法の主流となりつつあると分析している。

- 【答弁】  
太陽光発電システム設置補助金については、補助金交付要綱に「補助金交付申請にかかる補助金が予算の範囲を超えると認める場合は、補助金交付申請の受付を停止することができる」と規定されていることから、予算額に達した時点で受付を終了しており補正はおこなっていません。  
また、事務手続き上、受付終了から補正予算が確定し、再度受付を開始するまでの間に、太陽光発電システムを設置した方に補助金が交付されないという不公平が生じるためです。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	232	H25年度一般会計 林業振興費	負担金補助及び交付金	林業振興事業費	25,000千円

①中津市産材利用住宅促進事業補助金の内容、予定件数、財源内訳、補助事業再開の理由は、

【答弁】

○補助事業の内容

中津市に住所がある人または新築住宅が完成後に中津市 に住所を移転することが確実である人に新築で上限額700千円、下限額70千円、増改築で上限額400千円、下限額40千円を補助する内容です。

○予定件数

新築の予定件数は33戸～35戸、増改築の予定件数は1戸～5戸を考えています。

○財源内訳

財源につきましては、一般財源です。

○事業再開の理由

前回、平成21年度～平成23年度までの補助制度は、市産材の利用としては、一定の効果がありましたが、3年間の期限付きであったため終了したものであります。しかしながら、その後の林業を取り巻く環境も建築関係の景気も低迷の状況が続いており、この事業に対する再開の要望が各方面からあったことと、昨年7月の豪雨災害により居住する住居が被害を受けた方々の再建支援策の一つとしても今回再開したいと考えています。

②乾燥不良材対策、林業者への補助は、

【答弁】

○乾燥不良材対策

注文した木材に不良があった場合は、工務店と木材店との協議になります。万が一そういう事態が発生した場合は木材店が対応すると聞いております。

○林業者への補助

今回の市産材の補助事業による地域材の需要拡大が林業者への所得向上にもつながると考えています。林業者への補助は線引きが難しいため考えていません。

③この事業には、過疎債が活用できるのでは、

【答弁】

過疎債の適用については、過疎計画に入っている事業が対象となりますが、今後調査します。(企画財政課長)

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	248 250	H25年度一般会計 観光費	負担金補助及び交付金	観光事業費 観光協会補助金 運営費補助金	49,418千円 29,885千円

①中津耶馬溪観光協会補助金、運営費補助金の内容は、

【答弁】

中津耶馬溪観光協会補助金の内容につきましては、主なものとして、観光商談会や観光宣伝のための旅費、宣伝用印刷物の印刷製本費、新聞、雑誌等による広告費、観光ボランティアガイド等の委託料、各支部への補助金を含んだ負担金及び補助金、その他イベント出店料、観光看板等の修繕料などを合わせて49,418千円となっています。

中津耶馬溪観光協会運営費補助金につきましては、観光協会事務局の運営に係る経費で、職員の人件費、事務所の賃貸料、事務機器や自動車のリース料等で、29,885千円となっています。

②観光協会会員の年会費と総事業費に占める割合は、

【答弁】

中津耶馬溪観光協会の会員数は6団体で、年会費は合計で189,500円となります。総事業費79,303,000円に占める割合は、0.24%となります。

③観光協会運営費補助金は当初3年と聞いていたが運営補助金はいつまで続けるのか、

- ・日田市;市の補助金50%、会費率5.6%、豊後高田市;市の補助金61.6%、会費率7.0%、宇佐市;市の補助金11.8%、会費率12.3%
- ・他の観光協会は独自の事業収入も持っている。中津耶馬溪観光協会は市の丸抱え団体となっている。

【答弁】

中津耶馬溪観光協会には、自主財源として会員からの会費収入のみで、金額としては大変少額となっています。また、支部に会費が入っており、観光協会の負担率のあり方等も検討しなければなりません。したがって、現在の体制を継続するためには、運営補助金は当分の間必要と考えます。



議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	248 250	H25年度一般会計 観光費	負担金補助及び交付金	大河ドラマ軍師官兵衛観光宣伝事業費	59,322千円

①大河ドラマ「軍師官兵衛」推進協議会補助金の内容、大分県、他市町の負担割合(金額)、財源内訳は、

【答弁】

○補助金の内容

「大河ドラマ『軍師官兵衛』推進協議会」では、中津市を中心とし参画する地域全体を「黒田官兵衛ゆかりの地」として広く全国にPRし認知度の向上を図るとともに、各自治体や住民・ボランティア団体などとの連携を図り、地域が一体となった誘客に努め、観光客の増による地域経済の活性化に繋がる事業を展開してまいります。

予定する事業といたしましては、官兵衛PR館の設置、講演会の開催、観光パンフレットの発行、観光案内板の設置、イベントの開催、ツアー商品の造成、公用車等のラッピングなどを計画しております。

また、官兵衛ゆかりの五都市(兵庫県姫路市、滋賀県長浜市、岡山県瀬戸内市、福岡県福岡市)での連携を図り、共同パンフレットの発行や旅行企画会社への働きかけによるゆかりの地ツアーなどの新たな旅行商品の造成なども計画しております。

○県、他市町村の負担割合

協議会に参画する大分県や他市町などからの負担金につきましては、中津市を中心とした事業展開を考えており、また、各自治体における官兵衛の関わり度が均一でないことなどから、協議会参画による負担金は考えておりません。

○財源内訳

補助金の財源内訳につきましては、中津市から交付いたしますが、大分県の「地域活性化総合補助金」の地域活動支援枠(補助率1/2・交付限度額1千万円)の活用も予定しております。

②「軍師官兵衛」推進協議会への補助金で国等の有利な補助金が活用できるのか、約6000万円の補助金が8市、5町、大分県で執行されることになることが危惧されるが、協議会の予算執行権は、

【答弁】

○補助金の活用

現状では、大分県の「地域活性化総合補助金」の活用を予定しております。その他、地方運輸局等の事前審査を通過しての採択となりますが、地域の特色ある資源の発掘や地域と旅行会社、交通事業者、旅行メディア等の総力を結集した枠組みによる確実な商品化と情報発信を行い、魅力ある観光地づくりを目的とする観光庁の「官民共同した魅力ある観光地の再建・強化事業」(上限1,500万円・10割補助)にも応募しております。今後も、国や県、その他の団体等からの補助金交付の情報収集・検討を行い、財源確保に努めてまいります。

○予算執行権

推進協議会における予算執行権につきましては、事務局である軍師官兵衛推進室となっており、基本的には事業実施の中心となる中津市内での経費を計上しております。今後制作する案内看板の設置や官兵衛ゆかりの地の整備などは、それぞれの自治体で対応していただくことになり、協議会に参画する全自治体の統一した広域観光パンフレットの発行等につきましては、各自治体の人口や世帯数等により必要部数も違いますので、協議会で取り組む事業であっても、その遂行にあたっては各々での応分の経費負担による実施と考えております。

なお、2月22日に開催いたしました第1回企画部会でも、各自治体での取り組みに必要な経費はそれぞれの自治体で予算計上しご負担いただくという、事務局の方針をお伝えしております。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	264	H25年度一般会計 道路橋りょう新設改良費	工事請負費	公共道路整備事業費	158,200千円

①加来黒水線簡易パーキングエリア整備事業の事業内容、コンセプト、情報休憩施設、情報通信機器設置工事の内容、完成予定年月日は、

【答弁】

○事業内容

事業内容は、駐車場整備、駐車場照明、情報休憩施設・トイレ、情報通信機器の設置工事費でございます。

○コンセプト

平成24年6月議会での答弁で「ひと」が集まり「交流」が生まれる田園の中の憩いの里 と答弁いたしましたが、文化財調査により全国でも貴重な縄文時代後期の法垣遺跡が発見されましたことと、議会の6次産業推進研究会からの提言もいただきましたので「縄文」を取り入れたコンセプトに変更したいと考えています。※提言「ひと」が集い「交流」を育む縄文遺跡と出会う駅

○情報休憩施設、トイレ

情報休憩施設として約200㎡の中に休憩施設、情報提供スペース、関連施設(職員等の休憩室、倉庫)と24時間使用できるトイレを計画しています。

○情報通信機器設置工事の内容

利用者にリアルタイムで交通情報等の提供を行うためにインターネット接続パソコン、大型テレビの設置を予定しています。

内容につきましては、主要道路の災害発生情報や、道路規制情報、気象情報等24時間提供できること、道の駅に近い救急病院等の緊急連絡先の表示も考えて計画しています。また観光パンフレットを置くことも計画しています。

○完成予定年月日

平成26年3月を完成予定としています。

②人を呼び込むしかけ、駐車台数の算出根拠、市内の買物客用台数と来場者に占める割合は、

【答弁】

○人を呼び込む仕掛け

観光や道路渋滞等の情報提供をリアルタイムに観られるようにし、また行ってみたいくなるような施設を目指し、現在、検討を行っています。

○駐車台数の算出根拠

駐車台数の算出根拠につきましては休憩施設計画指針に基づき、本線交通量に立寄り率等から算出し、大型車の駐車台数につきましては近隣の道の駅の利用状況を参考に決定しています。駐車場につきましては近隣施設の「豊前おこしかけ」では全体で86台、中津市ではそれを上回る104台分を確保していますので、概ね不足はないものと判断しています。

○市内の買物客用台数と来場者に占める割合

・簡易パーキングエリア整備事業の算出根拠に基づいた小型車の駐車台数は44台となっています。  
・現在、小型車の駐車場を全体で89台分確保しており、道路利用者以外の45台分、割合にしまして50%分を地域振興施設等の利用者分として確保していますので、市内外の買い物客用として利用してもらえるように計画しています。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	300	H25年度一般会計 教育振興費	委託料	教育振興事業費	5,376千円

①学びの教室事業委託料の事業の目的、内容、対象学年、委託先、積算根拠、期待される効果は、

【答弁】

○事業の目的、内容、対象学年

学びの教室の事業内容は、学校での授業を補充する意味で、児童・生徒の基礎基本の確実な定着と活用する力の育成のために、地域人材などを活用するものです。

小学校では、長期休暇中(夏休み5日間、冬休み3日間、春休み3日間)の一定期間に教室等を活用して、教育経験者などの地域人材を派遣し、算数を中心に2時間程度学習支援を行います。対象学年としては、4～6年生の希望者を予定しています。

中学校では、希望者へ対して、毎週水曜日の放課後を利用して英語検定に向けての指導を行います。

また、長期休暇中においても小学校と同様の期間、英語を中心に学習支援を計画しています。対象学年としては、1～3年生の希望者を予定しています。

○委託先

事業等が円滑にでき、効果の上がる体制作りができる中津市内事業者で選定を考えています。市内の退職教員や塾講師等と連携し、市内に埋もれている教育力のある人材がだれでも参加できるような事業者であれば、事業が円滑に進むと考えています。

○積算根拠について

契約上も問題もありますので、具体的な根拠は答弁できませんが、これまでの県事業の時間単価に交通費等諸経費を勘案して積算しています。

○期待される効果

短期間ではありますが、学習意欲が向上し、基礎基本の確実な定着と活用する力の育成が図られ、学力向上につながることを期待したいと思います。

また、学校現場の教師負担軽減にもつながると考えています。

②新規事業か、通学時の事故対策と責任、教師のかかわり、参加しない生徒の対応は、

【答弁】

○新規事業となります。(生涯学習課の学びの教室事業は引き続き実施)

○通学時の事故対策と責任について

学期中の放課後に行われる場合は、日本スポーツ振興センター事業の保障の対象と考えられます。

長期休暇中の教室実施に伴う通学時の事故対策については、受託事業者から保険(スポーツ傷害保険)に加入するよう手続きをし、事故等に対応することをも考えています。

○教師のかかわりについて

直接教師が関わることはありませんが、学校での授業の進捗状況等や効果的な資料提供などにおいて、情報交換などはある程度必要であると考えています。

また、教師の自主的な支援については協力を受けることもあると思います。

○参加しない生徒の対応について

学びの教室は、あくまでも自主的に参加を希望する児童・生徒を対象としていますので、参加しない生徒についての対応は特にありません。

③来年度からの全国学力テスト対策か、

・中津市も点数学力偏重教育へ舵を切って、来年度からの全国学力テスト対策をはじめめるのか。

【答弁】

今回の事業については、基礎基本の確実な定着と活用する力の育成を図るためのサポートということで、特にテスト対策とは考えていません。

ただ、全国学力テストの問題は、子どもに確かな学力をつけるためにも良い例題でありますので、積極的に学びの教室や授業にも取り入れたいと考えています。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	340	H25年度一般会計 文化財保護費	委託料	文化財保護事業費	10,000千円

①測量及び設計委託料の内容は、

【答弁】

内容は、現地地形測量と橋の破損状況・石材・技法・構造の調査を行います。

②被災した耶馬溪町の馬溪橋の存廃の判断材料となるのか。仮復旧の工法の検討はするのか、委託業務の完了時期は、

【答弁】

○馬溪橋の存廃の判断材料となるのか

現時点では、橋を架け替えるにしても、保存するにしても、橋に関する詳細な資料が全くございません。

現在、国交省と山国川の改修について協議を行っておりますが、今回の調査は、橋の保存・架け替えの判断材料の一つと考えています。

ただ、馬溪橋の存廃については、この調査のみで判断するものではなく、国の河川改修の内容や改修効果等総合的に勘案して判断すべきものと思っております。

○仮復旧の工法の検討は、

予算の内訳は、現地地形測量と橋の破損状況・石材・技法・構造の調査ですので、仮復旧の資料とはなりません。

仮復旧工事については、必要性を含めて、関係部署と検討することとなります。

○委託業務の完了時期

平成26年3月を予定しています。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	358	H25年度一般会計 学校給食運営費	工事請負費	学校給食運営事業費	65,849千円

①増築の理由、事業内容、食器の種類、1人当たり枚数の変更、配送計画の見直しは、

【答弁】

○増築の理由

現在、旧中津地域の全中学校分の学校給食を調理している第二共同調理場は昭和46年に建築されたもので、老朽化が著しく、衛生面においても問題があるとされるウェット方式で調理等の作業が行われている状況です。

このような衛生面の問題や現在の少子化傾向の中で今後も食数増加が見込めない状況及び新築した場合の経費等を考慮した結果、第二共同調理場を第一調理場に統合し、第一調理場の増築を行うこととしました。

○事業の内容

第一共同調理場につきましても平成7年の建築以降、これまで調理等設備の更新が行われておらず、耐用年数を経過したものが大半であることから今回の統合に伴う増設、増築にあわせて、設備についても全面更新することとしています。

○食器の種類

食器の種類につきましては、中津市学校給食運営審議会内に食器選定検討委員会を新たに設けて意見を集約した結果、現在も使用している強化磁器食器を引き続き使用することとなりました。

○食器の枚数

食器の枚数につきましても、中津市学校給食運営審議会内に第一共同調理場整備検討委員会を新たに設けて意見を集約した結果、現在と同じくボウル・大皿・小皿の3種類を主食の種類に応じて使用することとなりました。

○配送計画の見直し

統合後は一つの調理場から配送されるようになりますので、効率良く配送ができるよう計画を見直す予定です。

②場所の選定理由、用途地域指定上の制限は、

【答弁】

○場所の選定理由

新たに用地を取得し、調理場を新設する案と増築により調理場を統合する案の2案について教育委員会で検討を行った結果、新設による場合と比較して増築の方が経費の節減が図れることや第一共同調理場内に増築分の敷地が確保できることから、第一共同調理場を増築することとしました。

○用途指定地域上の制限

平成7年に第一共同調理場が新設された際は、「工業地域」として指定されておりましたが、現在は、「第一種住居地域」に変更されているため、増築面積及び原動機の出力において、新設時の20%以内に制限されることとなっております。

③この場所は適地か、

・都市計画の用途地域が準工業地域から第一種住居地域に変更となり、現在この建物は既存不適格建築物となっている。特例で、建物の延べ面積や原動機は現状の1.2倍以下なら認められているが、こんな制約のある土地に、用途地域に適合しない建築物を、行政が特例で増築するのは、適切とは言えないのでは。

【答弁】

用途地域において制限はあったものの、当初予定していた増築面積も制限範囲内に収まっており、また原動機出力の制限においても設備の見直しにより条件がクリアできましたので特に問題がないと認識しております。従いまして、整備経費・維持管理経費・配送等総合的に勘案したうえで、適地であると判断しています。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第13号	360	H25年度一般会計 農地及び農業用施設災害復旧費	工事請負費	農地及び農業用施設災害復旧事業費	172,950千円

①農地等災害復旧工事の件数、災害査定箇所以外の件数、

【答弁】

○工事件数

- ・平成25年度予算に計上している工事件数は、農地で34件、農業用施設につきましては15件の計49件です。
- ・尚、全体件数は農地で214件、農業用施設で105件の計319件となっています。

○災害査定箇所以外の件数

- 中津 1箇所、三光 2箇所、本耶馬溪 80箇所、耶馬溪 270箇所、山国 250箇所、合計 603箇所です。

②査定を受けていないの40万円以上の災害復旧工事に対する対応、査定を受けた農地との不均衡の是正措置は、

【答弁】

○査定外の40万円以上の災害復旧工事に対する対応

- ・特に農地災害は発生件数も多く、水稻や雑草で被災確認が出来ず査定申請されていない箇所もあり、状況によっては被災額が40万円を超え自己負担額が高くなる場合も考えられます。
- ・従いまして、小災害補助金交付申請の過程で災害復旧工事の範囲及び復旧方法等について職員との事前協議が整い、尚かつ積算の基準(市の基準)が適正なものであれば、国費災害に準じた対応を考えています。

○不均衡の是正措置

- ・不均衡の是正措置の方法につきましては、被災状況を考慮のうえ地元又は被災農家の方と工事発注の方法等(市施工・地元施工)を協議し、国費災害の該当箇所と不均衡が生じないような措置を講じたいと考えています。

議案番号	ページ	目	節	説明欄の事業名	金額
議第14号	16	H25年度国民健康保険特別会計 一般会計繰入出金	一般会計繰入金	その他一般会計繰入金	326,192千円

①国民健康保険で一般会計から国基準外の繰り入れをしなければならない要因は、

【答弁】

国民健康保険の単年度収支不足額については、国民健康保険基金の繰り入れによって補ってきましたが、平成23年度で基金もなくなりました。毎年の医療費の伸びにより、国民健康保険財政の収支不足が膨らんでいくことから、国民健康保険税の引き上げは避けられない状態となっています。しかし、国民健康保険税の大幅な引き上げは国民健康保険被保険者に負担が大きいため、急激な負担増を緩和するために繰り入れるものです。

②繰入をしないための経営健全化計画の策定は、

【答弁】

国民健康保険事業運営健全化に向け取り組むべき方向性を示す「中津市国民健康保険事業運営健全化5か年計画」を、昨年12月に国民健康保険運営協議会にかけて策定しました。

③運営健全化計画の実行で、基準外繰入はなくなるのか、

【答弁】

国民健康保険事業運営健全化計画は平成28年度までの計画となっていますが、計画に沿って順次繰入金を減らしていきますと国民健康保険事業の県運営一本化が予定されています平成30年度までには収支不足を補う基準外繰入がなくなる予定となっています。ただし、療養給付費が計画よりも伸びた場合は、予定と異なることもあります。

議案番号	中津市工業立地法準則条例
議第33号	<p>①第3条の国の現行の基準は、緑地面積、環境施設の敷地面積に対する割合の根拠は、</p> <p>【答弁】          現行の国の基準は、工場立地法第4条に基づいて公表された準則により、緑地を20%以上、緑地を含む環境施設を25%以上確保することとしています。          また、市準則を定める際の基準として、国は工場立地法第4条第3項に基づき、「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」を公表していますので、多くの自然を有する中津市としましては、この基準の区分ごとに定められた最低の率を確保することとしました。</p>
	<p>②都市計画法第8条第1項で定める地域、地区及び街区以外の地域(無指定地域)を工業地域並とした理由は、</p> <p>【答弁】          先ほどの国が公表した基準の区分と統一した区分としました。          なお、無指定区域が工業地域並となっておりますが、住宅地域等の居住性を考慮すべき地域は都市計画において該当する地域の指定を受けていると考えています。例えば準工業地域は「工業とともに住居の用に供する地域」となっていることから、工業地域に比べて高率に設定しているものです。</p>
	<p>③住家が隣接するケースの景観、騒音対策はどうするのか、</p> <p>【答弁】          工場等の立地につきましては、工場立地法のほかにも、環境基本法に基づく、騒音、振動の規制、景観法なども適用されることから、本条例により環境施設の設置義務を軽減しても、周辺環境への配慮は十分可能であると考えています。</p>



議案番号	中津市市道における構造の技術的基準に関する条例
議第34号	<p>①条例中、国の参酌する基準を基に独自設定した基準と設定根拠は、</p> <p>【答弁】          いわゆる地域主権改革推進一括法の施行に伴い、国が定める道路構造令等の内容を参酌し、また大分県の独自基準も参考にしながら、本市の道路状況や地域特性を踏まえて、独自基準を取り入れております。具体的な内容につきましては、          (第7条)歩道等を設けない道路で歩行者や自転車などの安全を確保するため、幅員1m以上の路肩を設けられる基準          (第12条)歩道設置を容易にするため、国の基準幅員2m以上の規定を地域の実情に応じて1.5m以上とすることができる基準          (第32条)待避所の設置を容易にするため、国の基準延長20m以上を地域の実情に応じて10m以上とすることができる基準          (第44条)景観に配慮する観点から、道路標識の寸法を交通の状況や地域特性を考慮し支障のない範囲で縮小することができる基準です。これらの設定根拠につきましては、(財)国土技術研究センターが示すガイドラインや大分県、他自治体を参考にしております。</p>
	<p>②第14条の植樹帯を設ける第4種第1級、第2級の道路とは(具体的にはどの路線)、同上第4項の樹種の選定、配置の基準は、</p> <p>【答弁】          道路の構造的な区分における第4種の道路とは、高速道路及び自動車専用道路以外の道路で市街地又は都市部にある道路に分類されます。さらに、1日の交通量が1万台以上の道路が第4種第1級、4千台以上1万台未満が第4種第2級に分類されます。現在、市内に第4種第1級及び2級に該当する市道はありません。</p>
	<p>③第44条の規則で定める寸法は国の基準どおりか、同条第2項の縮小できる範囲は、</p> <p>【答弁】          平成22年3月に制定した中津市景観計画の方針に沿い、条例案では地域特性にあった景観の保全のため道路の形状や交通の状況に支障がない範囲で道路標識等を縮小できることとしております。縮小できる範囲や詳細につきましては、本年度末までに規則等で規定したいと考えております。</p>

議案番号	中津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	<p>①条例中、国の参酌する基準を基に独自設定した基準は、</p> <p>【答弁】  条例案第3条の3第2において、「住棟は、地域の住宅事情及び多様な世帯の入居に配慮し、必要に応じて間取り及び規模が異なる住戸を組み合わせて整備すること。」と改正しています。  長寿命化計画策定の際実施したアンケートでは、「高齢社会に対応して、高齢者向けの住宅を中心に整備する」、「多様な間取りを混在させお年寄から子育て世帯まで多様な世帯が暮らせるように整備する」などの回答が多く寄せられたこと等により検討を重ね、各世代間のコミュニティバスの確保が住宅を整備する必要があると判断し、独自基準として決めました。  整備する住宅の間取りは、高齢者、小世帯向けとして2DK、2LDK、一般、子育て向けとして3DK、3LDKタイプの供給を検討したいと考えています。</p>
議第34号	<p>②入居基準として若年層、離職者の単身者を認めない理由、低額所得者の収入基準の独自性を出さない理由は、</p> <p>【答弁】  ○単身者を認めない理由  公営住宅等は、民間住宅市場において単身向けの賃貸住宅(ワンルームや1DK)は比較的供給量が多いのに対して、家族向けの賃貸住宅(3DKなど)は市場での供給が不足している状況ですので、高齢者や障害者等を除き、同居親族を有する世帯に対して供給しようとするものです。又、中津市の現状は、昭和30年代後半から昭和40年代に建設された耐用年数を超過した住宅の老朽化が顕著であることから、早急な住宅の建替え等を推進していますが、建替え時に現入居者の仮移転先の確保が急務であり、一般公募対象住宅の戸数が限られています。したがって、若年層・離職単身者については、公営住宅等の目的外使用(最長6ヶ月)の対応も考えられますが、当市では空き住宅の状況から入居対応は困難な状況です。</p> <p>○低所得者の収入基準の独自性  現在の本来階層の収入基準である158,000円については、平成21年度に制度改正により200,000円から大きく引き下げられた事により既存入居者の内、対象者は、現在傾斜家賃で調整中であり、今回さらに変更した場合、家賃額がさらに上がる入居者は、二重に家賃調整が必要となり入居者の家賃負担増と混乱を招くことになる事から行政として行うべきではないと判断しました。  さらには、県内の他の県市町村においても現行の基準となっており、公営住宅等への入居希望者に対し、少なくとも県内のどの公営住宅等の入居収入基準でも同じ基準であれば公平性を保てるとの観点から現行の収入基準額が適正であると判断しました。</p>